

平成30年度普通会計決算認定特別委員会

令和元年10月21日（月）

〔委員会の概要 総括説明〕

中山委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時33分）

はじめに、普通会計決算認定特別委員会の運営についてであります。今日は、午前中に決算の総括的な説明聴取及び総括的事項に関する質疑を行うこととし、午後からは各部局から説明を聴取することにとどめたいと思います。

また、各部局別の審査については、23日、24日及び来週29日の計3日間行い、全部局の審査の後に採決を行いたいと思いますが、このような審査方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、そのように議事を取り計らうことといたします。

それでは、議事に入ります。

これより、平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

栗原会計管理者

説明に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

中山委員長、北島副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、本日から29日までの4日間、平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、十分御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1点、御報告させていただきます。

平成30年度主要施策の成果に関する説明書の修正についてでございます。

さきの9月定例会に提出いたしました、平成30年度主要施策の成果に関する説明書につきまして、修正箇所がございましたので、修正した資料をお手元に配付させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは決算の概要について、お手元に参考資料としてお配りしております。平成30年度一般会計特別会計歳入歳出決算の概要により、御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、四捨五入をいたしました百万円単位で御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、決算の概要の1ページを御覧ください。

1、予算現額の比較でございますが、一般会計につきましては5,275億4,600万円と、比較欄に記載のとおり前年度に比べ144億3,300万円、率にして2.8パーセントの増となっております。特別会計につきましては、用度事業会計など21の会計を合わせた額となっております。3,866億8,900万円と、871億5,700万円、29.1パーセントの増となっております。

次に、2、歳入決算額の比較でございますが、一般会計につきましては4,799億4,300万円と、27億8,100万円、0.6パーセントの増となっております。特別会計につきましては

3,687億1,900万円と、849億7,100万円、29.9パーセントの増となっております。

次に、3、歳出決算額の比較でございますが、一般会計につきましては4,658億2,400万円と、9億7,900万円、0.2パーセントの増となっております。特別会計につきましては、3,576億7,700万円と、842億5,600万円、30.8パーセントの増となっております。

次に、4、翌年度繰越額の比較でございますが、一般会計につきましては395億7,100万円と、99億4,700万円、33.6パーセントの増となっております。特別会計につきましては9億6,300万円と、3億1,900万円、49.5パーセントの増となっております。

次に、2ページをお開きください。

5、平成30年度決算状況でございますが、一般会計につきましては、最下段のE欄に記載しております、実質収支額は98億3,900万円の黒字となっております。同じく、特別会計の実質収支額は109億8,400万円の黒字となっております。

次に、3ページをお開きください。

一般会計の歳入決算額を款別に整理し、前年度と対比した表でございます。主な歳入の収入済額につきまして、御説明いたします。

まず、第1款、県税は、平成30年度収入済額欄に記載のとおり781億1,300万円であり、個人県民税、地方消費税などの減により、前年度比較の収入済額欄に記載のとおり3億2,100万円、率にして0.4パーセントの減となっております。

次に、第3款、地方譲与税は138億7,900万円であり、原資となる地方法人特別税の増に伴う地方法人特別譲与税の増により13億8,100万円、11.1パーセントの増となっております。

次に、第5款、地方交付税は1,464億5,200万円であり、基準財政需要額の減少に伴う普通交付税の減により27億3,700万円、1.8パーセントの減となっております。

次に、第15款、県債は523億6,400万円であり、県土強靱化による道路橋りょう費債、河川海岸費債などの増により15億7,400万円、3.1パーセントの増となっております。

次に、4ページをお開きください。

同じく、一般会計の歳出決算額を款別に整理し、前年度と対比した表でございます。増減の著しい款の支出済額につきまして、御説明申し上げます。

まず、第2款、総務費は、平成30年度支出済額欄に記載のとおり313億3,000万円であり、航空消防防災体制運営費などの減により、前年度比較の支出済額欄に記載のとおり21億4,900万円、率にして6.4パーセントの減となっております。

次に、第3款、民生費は574億3,300万円であり、国民健康保険財政安定化基金の積立金などの減により21億4,100万円、3.6パーセントの減となっております。

次に、第4款、衛生費は276億100万円であり、地域医療介護総合確保基金事業費などの増により9億2,100万円、3.5パーセントの増となっております。

次に、第8款、土木費は525億2,300万円であり、緊急地方道路整備事業費、床上浸水対策特別緊急事業費などの増により70億1,000万円、15.4パーセントの増となっております。

次に、第11款、災害復旧費は36億3,000万円であり、河川等施設災害復旧費などの増により14億2,000万円、64.3パーセントの増となっております。

最後に、第12款、公債費は727億円であり、償還額の減により33億8,200万円、4.4パー

セントの減となっております。

次に、5ページをお開きください。

このページと次の6ページは、特別会計でございます。

用度事業会計をはじめ、21の会計別に、5ページでは歳入決算額を、6ページでは歳出決算額を整理したものでございます。説明につきましては、省略させていただきます。

以上、概略を御説明申し上げます。

この後、歳入歳出決算の詳細につきまして、お手元に御配付の決算説明書により、副局長の竹岡から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

竹岡出納局副局長

引き続きまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元に、決算書類といたしましては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算附属書類がございますが、今回は、歳入歳出決算説明書で御説明させていただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

一般会計及び特別会計決算総括表でございます。

内容につきましては、先ほど会計管理者から御説明させていただいたとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。

最近5か年間の一般会計決算額比較表でございます。

一番下の行を御覧ください。平成30年度における予算現額の対前年度増減率は、左から3列目に記載のとおり、前年度と比べて2.8パーセントの増、右に参りまして歳入決算額は0.6パーセントの増、歳出決算額は0.2パーセントの増と、いずれも前年度と比べて増額となっております。

次に、7ページをお開きください。

一般会計歳入決算状況でございます。

当初予算額に、補正予算額と前年度繰越事業費繰越額を加えた5行目の予算現額は、5,275億4,551万2,261円となっております。その下に参りまして、調定額は4,822億6,210万3,831円、収入済額は4,799億4,327万4,766円、不納欠損額は1億1,811万6,921円、収入未済額は22億71万2,144円となっております。

前年度と比較して、調定額は0.5パーセントの増、収入済額は0.6パーセントの増、不納欠損額は12.6パーセントの減、収入未済額は7.8パーセントの減となっております。

次に、8ページをお開きください。

一般会計歳入決算額表でございます。

その主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1款の県税につきましては、調定額789億9,927万3,937円に対しまして、収入済額781億1,290万4,918円、不納欠損額9,721万2,938円、収入未済額7億8,915万6,081円となっております。決算総額に占める県税の割合につきましては、一番右端の欄に記載のとおり16.2パーセントとなっております。

第5款の地方交付税につきましては、収入済額は1,464億5,181万5,000円となっております。

ます。決算総額に占める割合は30.5パーセントでございます。

第8款の使用料及び手数料につきましては、収入済額は58億5,431万4,634円となっております。このうち、使用料収入が76.4パーセントを占めております。

第9款の国庫支出金につきましては、収入済額は540億8,932万8,803円となっております。予算現額と収入済額との差額が208億2,118万4,082円となっておりますが、そのほとんどは歳出予算の翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。

第12款の繰入金につきましては、収入済額は709億3,732万9,821円となっており、このうち、基金繰入金は175億8,858万3,240円でございます。

第13款の繰越金につきましては、収入済額は123億1,792万3,024円となっております。これは、平成29年度の歳計剰余金が、平成30年度の繰越金収入となっているものでございます。

第14款の諸収入につきましては、収入済額は163億7,683万6,462円となっておりますが、これは貸付金元利収入などによるものでございます。

第15款の県債につきましては、収入済額は523億6,400万円となっており、予算現額と収入済額との差額が166億4,800万円生じておりますが、この額は国庫支出金と同様、そのほとんどは翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。

次の9ページから11ページにかけまして、歳入決算額を分析したグラフを記載しております。

まず、9ページを御覧ください。

性質別に分析したものでございます。

このグラフの一番外側の数字は、地方交付税、県税などの款別の構成比率でございます。

財源内訳といたしまして、用途が特定されていない一般財源については、款別の構成比の一つ内側に斜線の模様で表示してございますが、地方交付税、県税などを合わせて歳入全体の55.3パーセントを占めております。これに対し、用途が特定されております県債、国庫支出金などの特定財源は44.7パーセントとなっております。

また、県が自主的に調達できる自主財源につきましては、グラフの一番内側に網掛けで表示してありますが、県税、諸収入などで44.3パーセントとなっております。これに対し、その調達を県以外の国などに依存する地方交付税、国庫支出金などの依存財源は55.7パーセントとなっております。

次に、10ページをお開きください。

最近5か年間の一般会計歳入決算額比較表でございます。

この表は、財源別構成比のうち、自主財源と依存財源の推移について、過去5年間を比較したものでございます。左側のグラフは構成比率を、右側のグラフは決算額を億円単位で表示いたしております。

まず、左側の構成比率のグラフを御覧ください。

右の端から順に、自主財源につきまして県税は白で、その他は網掛けで表示してございます。

一番下の平成30年度における自主財源の構成比につきましては、右端から、県税が16.2パーセント、繰入金などのその他が28.1パーセントの計44.3パーセントとなっており、自

主財源の割合が前年度に比べ0.1ポイント高くなっております。

また、グラフの真ん中の国庫支出金は11.2パーセントで前年度と同率、その左側の地方交付税は30.5パーセントで、前年度に比べ0.7ポイント低くなっております。

さらに、左端の県債などのその他が14.0パーセントと、前年度に比べ0.6ポイント高くなっております。

次に、11ページを御覧ください。

この表は、財源別構成比のうち、一般財源と特定財源の推移でございます。

県税、地方交付税などの一般財源は斜線で、特定財源は白で表示しております。

左側の一番下のグラフを御覧ください。

平成30年度におけます一般財源の構成比は、歳入全体の55.3パーセントと、前年度の55.8パーセントに比べ0.5ポイント低くなっております。

次に、12ページをお開きください。

一般会計歳入予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を記載しております。

13ページを御覧ください。

このページから19ページにかけては、県税決算状況といたしまして税目別の決算額、16ページからは各局・庁舎別の県税と県税に附帯する県税外収入の徴収状況、18ページには最近5か年間の県税の徴収状況、19ページには予算に対する過不足額などを記載いたしております。

次に、20ページをお開きください。

このページから46ページにかけては、税外収入過不足額及び収入未済額の説明といたしまして、科目別の予算に対する収入過不足額、収入未済額とそれぞれの主な理由を記載いたしております。

次に、47ページを御覧ください。

寄附金及び雑入の収納内訳説明でございます。

このページから57ページにかけては、科目ごとにその額と内容を記載いたしております。

次に、58ページをお開きください。

このページから60ページにかけては、一般会計不納欠損処分の説明を科目別に記載いたしております。

一般会計では、県税の9,721万2,938円のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び諸収入を含め、合計で1億1,811万6,921円を不納欠損処分いたしております。

次に、63ページをお開きください。

一般会計歳出決算状況でございます。

上から5行目の予算現額は、歳入予算現額と同額の5,275億4,551万2,261円となっております。これに対し、その下の支出済額は4,658億2,403万4,214円、翌年度繰越額は395億7,135万2,050円、支出済額と翌年度繰越額との合計額は5,053億9,538万6,264円となり、この結果、不用額は221億5,012万5,997円となっております。

前年度と比較して、支出済額は0.2パーセントの増、翌年度繰越額は33.6パーセントの増となっております。

次に、64ページをお開きください。

一般会計歳出決算額表でございます。

この表は、前のページで御説明いたしました、一般会計歳出決算状況を歳出の款別に表したものでございますが、各欄の上段の括弧書きの数字につきましては、前年度繰越事業費繰越額の決算状況を内書きで表したものでございます。

65ページを御覧ください。

一般会計歳出決算分析グラフでございます。

これは、歳出決算総額を人件費等の性質別と款別の目的別に分析したグラフを記載したものでございます。

左側のグラフは、歳出決算総額を人件費等の性質別に分析しており、これを義務的経費と任意的経費に分類いたしますと、人件費、公債費などの義務的経費は、歳出全体の40.4パーセントを占めております。

これに対し、負担金補助等及び工事請負費などの任意的経費は59.6パーセントとなっております。

次に、右側のグラフは、目的別に教育費、民生費など歳出の款別の構成比率を表したものでございます。

次に、66ページをお開きください。

最近5か年間の一般会計歳出決算額比較表でございます。

左側のグラフは、義務的経費及び任意的経費について、それぞれ性質別に構成比率を表しております。

一番下の平成30年度の義務的経費については、グラフの右側から人件費、扶助費、公債費を合わせて40.4パーセントとなっており、前年度の41.0パーセントに比べ0.6ポイント低くなっております。

67ページを御覧ください。

一般会計歳出予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を款別に記載してございます。

次に、68ページをお開きください。

このページから71ページにかけては、一般会計歳出決算節別集計表でございます。各款別に節別の執行状況を記載いたしております。

72ページをお開きください。

一般会計繰越額科目別一覧表でございます。

このページから78ページにかけては、継続費逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越しのそれぞれの繰越区分に応じて、各支出科目別に翌年度繰越額を記載いたしております。

72ページの継続費逐次繰越につきましては、右から3列目の翌年度繰越額の計欄に記載のとおり、農林水産業費の1億3,206万3,680円となっております。

73ページから77ページの繰越明許費につきましては、77ページをお開きください。

表の最下段、翌年度繰越額計欄に記載のとおり、総務費から災害復旧費までの合計で394億558万8,370円となっております。

78ページをお開きください。

事故繰越しにつきましては、表の最下段、翌年度繰越額計欄に記載のとおり3,370万円

となっております。

79ページを御覧ください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

このページから83ページまで、繰越区分ごとに前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

次に、84ページをお開きください。

一般会計歳出不用額説明でございます。

このページから110ページにかけて、支出科目別に不用額及び不用となった理由を記載いたしております。

次に、114ページをお開きください。

特別会計歳入歳出決算額比較表でございます。

このページと次の115ページに、21の特別会計の決算額を各会計別に記載いたしております。

歳入決算額の状況につきましては、114ページの最下段の合計欄に記載のとおり、左から3列目から、調定額は3,702億9,299万3,137円、収入済額は3,687億1,888万5,479円、収入未済額は15億7,086万507円となっております。

次に、歳出決算額の状況につきましては、115ページの左から3列目に記載のとおり、支出済額は3,576億7,718万2,268円、翌年度繰越額は9億6,283万1,210円、不用額は280億4,893万8,851円となっております。

この結果、一番右端に記載のとおり、歳入歳出差引額は110億4,170万3,211円となっております。

次に、116ページをお開きください。

特別会計歳入歳出予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を記載してございます。

次に、117ページを御覧ください。

特別会計収入未済額の説明でございます。

このページから122ページにかけて、各会計別、科目別に、収入未済額の内訳と理由を記載しております。

次に、123ページを御覧ください。

特別会計不納欠損処分の説明を会計別に記載しており、（1）母子父子寡婦福祉資金貸付金会計で309万7,151円、（2）奨学金貸付金会計で15万円の不納欠損処分を行っております。

次に、124ページをお開きください。

収入証紙等決算総括表でございます。

このページから126ページにかけて、収入証紙の売りさばき状況を、種類別、月別に記載いたしております。

127ページをお開きください。

収入証紙による収入決算額でございます。

このページから131ページにかけて、収入証紙による収入決算額の状況を記載いたしております。

132ページをお開きください。

特別会計繰越額科目別一覧表でございます。

繰越明許費における、公用地公共用地取得事業会計など2会計につきまして、翌年度繰越額の合計は、表の最下段、右から3列目に記載のとおり9億6,035万9,210円となっております。

また、133ページの事故繰越しにつきましては、公用地公共用地取得事業会計で247万2,000円となっております。

次に、134ページをお開きください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

繰越明許費における、公用地公共用地取得事業会計など3会計につきまして、前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

135ページを御覧ください。

特別会計歳出不用額説明でございます。

このページから142ページにかけては、各会計の支出科目ごとに、不用額と不用となった理由を記載いたしております。

次に、145ページをお開きください。

基金につきましては、別冊の歳入歳出決算附属書類に、基金ごとの決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載いたしておりますが、このページには、平成30年度中の各基金の運用益を記載しております。

146ページ以降には、出納閉鎖期日であります5月末に平成30年度歳入としての取崩しや歳出としての積立てが集中して行われますことから、決算年度末現在高であります平成31年3月末現在の基金の状況に加えまして、平成31年4月と令和元年5月の出納整理期間中におけます基金の増減高及び令和元年5月末現在高を、各基金別に記載いたしております。

154ページをお開きください。

このページから159ページにかけては、平成30年度の基金繰入金の充当事業について記載いたしております。

以上が、平成30年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

なお、歳入歳出決算に係る事務事業の内容等の詳細につきましては、各部局別審査の際に御審査を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中山委員長

以上で、決算概要の説明聴取を終わります。

これより質疑に入りますが、質疑は、ただいま説明のありました総括的事項に関するものにとどめ、個別の事項等については、各部局別の審査においてそれぞれ行うことにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

毎回言っていることですが、決算額の説明で、一般会計の収入未済額が約22億円、特別会計では15億7,000万円、合計で37億7,000万円と、依然として大きな額です。前よりは減っているのかもしれませんが、かなりの額でございまして、やはり不公平感というか、いろいろ難しい問題があります。

未収金の縮減について、どのように取り組んでいくのか御説明を頂きたいと思います。

竹岡出納局副局長

未収金についての御質問でございます。

普通会計の未収金総額は、先ほど委員からもお話があったように37億7,157万円となっております。企業会計を含めた県全体の未収金総額で申しますと40億4,395万円で、前年度と比較いたしますと1億9,306万円の削減となっております。未収金総額が約52億円ございました平成24年度以降、6年連続で削減している状況でございます。

県では、これまで各未収金に共通する統一的な指針といたしまして、徳島県債権管理基本方針を策定し、全庁的な取組方針に沿って取組の強化を図ってまいりました。

また、全庁的な未収金対策の強化及び一元化を図るため、平成25年度には、徳島県未収金対策委員会を設置いたしまして、県の未収金全体の97パーセントを占めます重点未収金9債権を設定いたしまして取り組んでおるとともに、未収金削減計画を策定するなど、鋭意取組を強化してまいりました。

さらに、債権管理の手引の作成や事例研究会等の研修会の開催等を通じ、債権管理を担う職員の資質向上に努めますとともに、より効果的な未収金対策を講じていくために、未収金の発生抑制はもとより、債権管理の各段階において法令等を踏まえた対応をするなど、組織的な取組を行っているところでございます。

また、研修会の開催等を通じまして、債権管理に精通した職員の育成や法的措置の実行、サービスの活用など、各債務者の実態に応じた取組を一層強化するとともに、重点未収金につきましては、債権ごとの詳細分析によりまして個別の未収金の実情に応じた対策を講じるなど、未収金対策委員会を中心に今後も更なる未収金削減に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

研修会とか勉強会をされたりして、頑張っているのはよく分かりました。6年連続で減少しているということですが、本来、県民負担の公平性や財源確保の観点からも未収金はゼロでなくてはならない。経済状態が厳しいところもあって、いろいろあると思いますが、本来ゼロでなかったらいけないと思っております。

今後も、引き続き未収金の削減向上に努めていただきたいと思います。

原委員

歳計現金の運用についてですが、県全体の資金の運用はどのように行われているのでしょうか。また、マイナス金利政策により市場金利が低下していますが、どのような影響があるのでしょうか、教えてください。

竹岡出納局副局長

歳計現金、資金の運用についてとマイナス金利政策による影響についての御質問を頂きました。

毎年度の予算の執行に伴います、歳入金から歳出金を差し引いた額を歳計現金と申しまして、これは県での支払準備資金、手元資金でございまして、民間でいう運転資金に当たるものでございます。

地方自治法の規定によりまして、歳計現金は、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないという規定がございまして、本県では、この歳計現金と歳入歳出外現金を合わせた資金を一体的に管理、運用いたしております。

この資金の運用、保管につきましては、安全、確実な方法によることを基本としておりまして、支払に支障を来さないように流動性を確保した上で、可能な限り有利に行うことを基本方針としており、資金の運用につきましては、毎月初めに資金収支の見通しを立てまして、余裕資金が生じる時期に支払準備に支障がないと見込まれる金額について、譲渡性預金によりまして運用している状況でございます。この譲渡性預金の預託の利率につきましては、預託期間や預託額の規模によって、大口定期預金を上回るよう金融機関と交渉することによりまして、通常の定期預金の金利よりも有利な利率設定となるよう交渉しているところでございます。

御質問にありましたマイナス金利政策の影響でございますが、長引くマイナス金利政策によりまして市場金利が低下している影響で、運用利率は年々低下しております。平成30年度と平成29年度を比較いたしますと、運用益が平成29年度は449万円、平成30年度は330万円となっております。運用利息収入が約119万円減少している状況でございます。

原委員

資金運用について、金利低下の影響で運用益は減少しているとのことですが、今後も余裕資金については、有利な運用に努めていただきたい。

では、資金がショートすることはないのでしょうか。また、その場合はどのように対処するのでしょうか、教えてください。

竹岡出納局副局長

資金がショートするときの対応ということで、御質問を頂きました。

歳計現金は、その時点での県の歳入と歳出の差額ということでございまして、予算の執行に伴う歳入の受入状況と歳出の支出状況によりまして、その金額が大きく変動いたすような状況でございます。

先ほども御説明いたしましたように、収入が支出を上回り、余裕資金が発生すると見込まれる時期には、譲渡性預金などによる運用を行う一方、資金が不足すると見込まれる時期には、金融機関から必要額の資金を借入れ、資金繰りを維持しているところでございます。

資金の借入れに関しましては、議会で御承認を頂いております、借入限度額900億円を上限として金融機関からの一時借入れができることとなっておりますほか、県と指定金融機関の阿波銀行との間で当座勘定借越契約を締結しております。こちらのほうが500億円

を上限として、県が阿波銀行に預託をしております基金の預託額の範囲内で、基金の預託利率と同じレートという有利な条件で当座借入れが可能となっているところでございます。

平成30年度の一時借入れの状況で申しますと、年間で12日間当座借入れを行っております。借入利息で申しますと約4万円となっており、前年度と比較しますと、前年度が約91万円の借入利息でございますので、87万円減少している状況でございます。

今後も資金の適正な管理に努めますとともに、資金収支の見通しをしっかりと立てた上で、県の支払準備に支障を来さないように万全の対策を講じるとともに、确实かつ有利な方法による資金の管理運用に常に留意いたしまして、本県の財政の健全化にも寄与してまいりたいと考えております。

原委員

今後も資金管理を計画かつ効率的に行い、余裕資金が生じた場合には、支払準備金としての流動性を確保した上で安全、確実な運用を行うことなど、資金の適正な管理により健全な財政運営に努めていただけますようお願い申し上げます。

井下委員

主要施策の成果に関する説明書の最後のほうに、昨年度から出納局において、RPAの技術を取り入れた会計事務の効率化に取り組んだとありますが、その成果と今年度の状況についてお伺いさせていただきます。

竹岡出納局副局長

ただいま、RPAの取組状況について御質問を頂きました。

主要施策の成果に関する説明書187ページの中段に、昨年度の実証事業の状況を記載いたしてございます。

まず、RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でございます。人の代わりにソフトウェアロボットがパソコン上の作業を代行する新しい技術でございます。

昨年度は、会計事務自動化実証事業におきまして、支払関係業務をはじめ6業務27のパソコン作業をRPAを活用して、効果の検証を行ったところでございます。実際の業務で利用いたしまして、効果測定として、作業時間の計測並びに利用者のアンケートを行いました。その結果、職員のパソコンの作業時間の96.2パーセントの削減、年間換算で約3万3,000時間の削減効果が実証されたところでございます。

本年度は、昨年度実証いたしましたRPAの効果を全庁に波及させるため、会計事務において本格導入することとしておりまして、庁内プロジェクトチームを設置いたしまして、新たな活用業務の検討や利用促進を図っているところでございます。

今年度の状況についても御質問を頂きましたが、今年度は、昨年度実証した事業について全庁に利用拡大するため、会計職員等を対象にいたしましたRPAの操作研修会の開催や初心者向けの研修会の開催、また利用者のためのヘルプデスクの設置などによりまして、9月からは全庁でRPAを活用できるような環境を整えるとともに、RPAに精通し

た専門人材の育成につきましても実施しているところでございます。

さらに、入力ミスの防止や更なる業務の効率化を目指して、今年度は、AI人工知能を搭載した光学文字認識サービスであります、AI-OCR実用化の実証事業にも取り組むこととしておりまして、RPAと連動して効果的な活用方法を検証することとしております。

RPAにつきましては、会計事務に限らず様々な業務に活用が可能ということでございますので、業務の効率化や県民サービスの向上に有効であることから、今後も関係部局と連携いたしまして、全庁的なRPAの活用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

井下委員

3万3,000時間の削減、96.2パーセントの削減と、大変良い効果が出ていると思いますので、会計事務をはじめ、事務の効率化を図ることで働き方改革を進めていただくだけでなく、県民サービスの向上につながるよう、今後も推進していただければと思います。

高井委員

何点か教えてください。

今、御説明を頂いた歳入歳出決算説明書の10ページ、県税の件です。

収入において、大事な自主財源である県税ですが、過去5年間の御説明を頂いた推移で見ると、平成26年度から15.1パーセント、15.7パーセント、16.1パーセント、16.4パーセントと、平成29年度まではずっと県税収入は上がり続けてきていますが、ついに平成30年度、今回の決算から16.2パーセントと比率が下がりました。

恐らく、これから先、自主財源である県税の収入が下がっていく可能性が強くなってきているのではないかと懸念しているのですが、もう少しブレイクダウンで、県民税や事業税、両方とも収入が減少し続けるような傾向になるのか。県税の自主財源の内訳について、分かる範囲で教えていただければと思います。

竹岡出納局副局長

ただいま、県税の今後の推移、見込みも含めてということで御質問を頂いたところでございます。

県税収入につきましては、総額で、今回率が減っている状況でございますが、昨年度は少し特殊な事情があったというふうに聞いておりまして、今後、この傾向がずっと続くというふうには税務課のほうから聞いていないところです。

今回、県税収入は、前年度決算額と比較して2年ぶりに減少したところでございまして、この主な理由でございますが、減収となった部分は、個人県民税の株式等譲渡所得割が年末の株価の急落をはじめとする株価の変動や売買高の減少等の影響を受けた株式譲渡益の減ということで、減収になったというふうにお聞きしております。

あわせて、個人県民税につきましては、配当割の部分について企業における利益の株主還元傾向によりまして、企業配当は増しておりますけれども個人の県民税の配当割の部分については減収となっている状況で、特殊な事情があったというふうにお聞きしているところ

ろです。

逆に、増収となった税目もございまして、個人県民税の均等割、所得割につきましては事業所得が減となったものの、それを上回る給与所得の増によります徴収率の向上と所得増に加えた徴収率の向上によって増収になっております。また、法人県民税も法人数の増加による均等割の増収に加えまして、商品市況の好転等によりまして、化学工業をはじめとした好調な企業業績を反映して増収となっているというようなこととございます。

全体では、株価の変動等の関係で減収となったものの、全体の動向としては明るい兆しもあるというようなお話とございます。詳細につきましては、税務課のほうに御説明を聞いていただけたらと思います。

高井委員

ありがとうございます。十分、今ので分かりました。ただ、株価変動による特殊要因ということではありますが、特殊要因でありながらも、株価のことに関しては何が起こるか分からない世界情勢の中にありますので、明るい兆しもあるということでしたので推移を見守りたいと思っておりますが、やはり今回の消費税増税なども、どのような影響をこれから与えてくるのか、県税の収入においてどういうふうに変わっていくのか、非常にターニングポイントというか、気をつけなければいけない点だろうと思います。

景気対策をどういうふうに取り組んでいけばいいのかというのは、実際の収入の推移等をいろいろ丁寧に見ながらやっていかなければならないと思いますので、今の説明で十分よく分かりました。あとは、また資料をしっかりと読んでいきたいと思っております。

もう一つ教えてください。

最初に説明を頂いた参考資料の中で、地方交付税の額が減少しております。地方交付税は基準財政需要額を算定基準にして国から交付されるもので、自主財源の比率が44パーセントちょっとということで、非常に地方交付税が、地方の財政に大きな影響を与えるのは誰もが御承知のとおりであります。その算定根拠となる基準財政需要額は、いろんな細かい数字の算定根拠があるのだらうと思いますが、大枠として捉えたいのですが、これからも多分厳しくなっていく中で、基準額が減っていくのではないかと、地方交付税が減っていくのではないかと非常に懸念するのです。

この部分で、徳島県における要因というか、分かる範囲で教えていただけないでしょうか。どの部分が大きくて、どの部分を、要するに政策として直ちに底上げしていかなければいけないのか感覚的につかみたいのですが、難しいですか。

竹岡出納局副局長

地方交付税の減少について、見解というか考え方ということでございますが、地方交付税は、今回が前年度に比べまして27億円の減少というような数字が出てございます。これは、普通交付税の基準財政需要額が減少したということで、これまで特別の対応をされていた基準額の算定が、今回切れたというようにお聞きしておりまして、今、手元に詳しい詳細がないのですけれども、制度改正に伴うものというふうにお聞きしているところでございます。

基準財政需要額も含めて地方交付税の増減につきましては、県全体としても全国知事会

等を通じた要望，政策提言等を行っているところをごさいますて、できる限り確保できるように県全体としても取り組んでいるところをごさいます。詳細につきましては、財政課のほうでお聞きいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

浪越委員

徳島県歳入歳出決算審査意見書の2ページ、審査の意見の中に、審査における意見について記述するとあります。その中で、3ページの真ん中に、財務事務の執行面では、給与、契約、物品管理等に関する事務処理の誤りが見られ、単純ミスであるとされております。いろいろRPAを含めまして、会計事務手続の実証実験と思われるところも含めて、具体的にどのような事例があるのか説明いただけますか。

竹岡出納局副局長

ただいま、決算審査意見書に記載しております、事務処理における具体的な内容についての御質問でございます。

手元にある資料で申しますと、例えば給与につきましては、休日給について、算定の誤りにより支給すべきであったにもかかわらず支給されていないという事例。契約で言いますと、委託契約におきまして、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず随意契約している事例。物品に関しましては、物品出納簿に記載しなければならないにもかかわらず記載されていない事例ということで、システムへの入力ミスなど単純なミスであったり、知識不足に起因するものでございます。

なお、今年度指摘された事項につきまして、特に給与などにつきましては支給金額が誤っているケースがございましたが、直ちに差額の追給や返納の処理を行うとともに、物品出納簿の入力ミスにつきましても、修正済みというふうにお聞きしております。

浪越委員

人が行う作業であり、今の説明のとおり、入力ミスとかでございますが、先ほどの随意契約に関しましても、毎年発生していると。要するに、随意契約の事例が毎年あるということは、昨年も含めまして、人的ミスや先ほどの給与面も含めて、件数的には減少しているのか、若しくは改善されているのか、増えているのか、どのような件数で推移されていきますか。

竹岡出納局副局長

事務ミスの件数でございます。

定期監査における指摘事項の件数で申しますと、平成29年度は事務ミスによる指摘件数は9件、平成30年度は14件となっております。令和元年度につきましては、現在年度途中であるため、まだ件数が出ていない状況でございます。

浪越委員

増えているということですね。随意契約に関しましては、後ほど説明があると思いますが、随意契約をすべきでなかったものを随意契約していると意見書の中では書かれてお

ります。受ける側としては、本来ならば入札を行って受けられる契約であったにもかかわらず随意ですと。金額によったり法律によると思いますが、その次の年は、もしかしたら入札になりますということをご報告なさっているのか。もう1点は、今後こういうことを含め、どういった対応を考えられているのか、お聞かせ願えますか。

竹岡出納局副局長

随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、契約していた事案につきましての対応状況でございます。

随意契約の案件につきましては、委員がおっしゃったとおり、原則は入札によることとなっておりますけれども、予定価格が小額なものや緊急を要する場合、またその性質や目的が競争入札に適さないものについては、地方自治法施行令等の規定によりまして、特例的に随意契約することができるとなっておりますが、それに該当しない場合があったということでございます。

平成30年度の監査における指摘事項で確認いたしましたところ、相手方への連絡につきましては、事務手続上のミスではありますが、契約自体は有効でありますということと1回限りの契約でございます。事業者にはお伝えしていないという事案がございました。また、翌年度も引き続き同じような契約を発注する場合の案件も一つございまして、指名競争入札に今年度から変更している事案でございます。こちらのほうは指名競争入札の通知の段階で、契約の相手方の事業者にご連絡したという事例がございます。

以上のようなことで、随意契約に関しては、相手方への連絡についてはそのような状況で連絡しているものと、場合によってはケースによって連絡していないという部分がございます。

なお、事務ミスのあった各所属につきましては、再発防止のために所属内での会議において、契約事務規則や随意契約のガイドライン等に基づいた適切な事務処理について、所属内での指示を徹底するということと併せまして、所属内での研修会の実施や契約におけるチェックシートを作成して複数人での確認体制を構築するなど、各所属での再発防止対策を整えたところでございます。

あわせて、今後の対応ということで御質問がございました。会計事務の担当者全体の資質向上、また再発防止を図るために出納局のほうでも対応が必要と考えておりまして、会計課におきましては、会計事務の実務担当者研修会や入札手続等の契約事務研修会のほか、監査委員から指摘のありました事務ミス等については、具体的な実例を挙げまして、会計事務の再チェック全庁研修会を開催するなど研修内容の充実を図るとともに、全職員が利用いたします全庁LANの掲示板などで、担当者向けの手引を掲載するなど、注意喚起を行っております。

また、日頃の支出書類の審査等を通じまして個別に指導を行うなど、丁寧な会計書類の審査にも努めてまいりたいと考えております。

浪越委員

今、御説明いただいたとおり、事務的ミス、単純ミスだと思われそうですが、件数を少しでも減らしていただきたいのと同時に、異動で部署が変わられての引継ぎ事項ミスかも分か

りませんが、人数も多いわけでありまして、そういうところの改善をしていただきたい。

同時に、随意契約に関しましては、受けられる側と出す側とで、契約できたかできないかで、すごく違ってくると思うのです。先ほどおっしゃったように、地方自治法に基づき、それが項目で違うのであるならば、引き続き、事項をきちんと確認していただきたい。その旨、伝えさせていただいて、私からの意見とさせていただきます。

竹岡出納局副局長

特に、随意契約に関しての御要望を頂きました。

県といたしましても、適正な事務処理と契約事務手続の執行については、今後とも引き続き再発防止に向けまして、しっかりと対応していきたいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

中山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時37分）